

平成11年12月目黒区条例第32号

目黒区廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

**第1条** 廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るため、区長の附属機関として目黒区廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、前条の目的を達成するため、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。
- (2) 再利用の促進に関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

**第5条** 区長は、特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

**第8条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

目黒区廃棄物減量等推進審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、目黒区廃棄物減量等推進審議会条例（平成11年12月目黒区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- (1) 区議会議員 4人以内
- (2) 学識経験者等 7人以内
- (3) 区内関係団体の構成員 14人以内
- (4) 区内に居住する者（前3号に掲げる者を除く。） 5人以内

(臨時委員)

**第3条** 条例第5条に規定する臨時委員は、5人以内とする。

(専門部会)

**第4条** 会長が必要と認めるときは、目黒区廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、前2条に定める委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会の委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会の議事経過及び結果を審議会に報告する。

5 副部会長は、当該部会長を補佐し、当該部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

**第5条** 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

2 前項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

(庶務)

**第6条** 審議会及び専門部会の庶務は、環境清掃部清掃リサイクル課が担当する。

一部改正〔平成21年規則28号〕

(委任)

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

**付 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則** (平成21年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。